

薬品

1. 一般的な注意

薬品を取り扱う時は安全データシート（Safety Data Sheet : SDS）やアセスメント判定ツールを活用して使用する化学物質の危険性、有害性を把握し、適切・安全な使用を心掛け、健康被害及び環境汚染を防ぐ（リスクアセスメントの実施）。

- ① 化学物質等の適切な使用及び管理について定める「沖縄大学の化学物質管理規程」が制定され、XX年X月X日から施行されています。対象とする化学物質は、関係法令で規制を受ける化学物質等です。
- ② 関係法は労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法、高圧ガス保安法、等。
- ③ 沖縄大学の化学物質管理体制は、学長の下に化学物質管理責任者が選任され、化学物質担当責任者（学科主任）の下に化学物質使用責任者（実験担当教員）が化学物質の適正な管理、保管を行います。
- ④ 毒物・劇物・危険物・特定化学物質等は、保管はもちろんですが、使用記録も厳密に作成しなければなりません。毒物は重量管理（使用毎に重量を記入する）、劇物は単位管理（使用毎に元の量の何%使用したかを記入する）、危険物や特定化学物質は容器管理となっており、年度初めに前年1年分の使用記録をまとめて提出する必要があります。薬品を購入・使用・廃棄したら、忘れずに記録するようにしましょう。

2. 薬品の保管

- ① 薬品は名称をはっきり表示した安全な容器で保管する。
- ② 薬品棚内は混合による事故が起きないように注意して分類保管する。
- ③ 地震が発生した際に薬品瓶が割れることのないように仕切りをつける等の工夫をして保管する。
- ④ 特に毒物・劇物は少量でも生命に危険を及ぼす恐れがあるため、厳重な保管と管理簿記載等、法令に基づいた管理を行う。

3. 有機溶媒（剤）使用上の注意

- ① 有機溶媒（剤）等、局所排気装置（ドラフトチャンバー）内での取り扱いが義務付けられている化学物質は、必ず装置を使用する。
- ② 有機溶媒（剤）は人体に及ぼす作用があるので取扱いには十分注意し、中毒が発生した時は適切に応急処置をすること。

4. 危険物

- ① 消防法の「危険物」には、爆発性、発火性、禁水性、引火性等があり、重大な事故

や災害を引き起こすことから、管理、取り扱いには細心の注意を払う必要があります。

② 危険物の保管場所は危険物の種類と量によって変わります。

5. 薬品の運搬

① 薬品を運搬する前に、容器の蓋がきちんと閉じていることや容器の劣化が無いことを確認する。

② 劣化した容器やガラス容器を台車で運ぶ場合には、梱包材入りの段ボール・プラスチックケース等に入れてから台車に載せる。